

「知的障がい児・者の地域生活支援に関する調査報告集」発行にあたって

知的障がいのある人たちの地域生活の実態はどのような状況か、地域の中で権利が守られ、本来に安心、安全に、かつ豊かな生活が実現できているのだろうか、これらの実態把握を基に施策の充実に向けた活動の展開は当一般社団法人大阪知的障害者福祉協会（以下、大阪福祉協会）の使命と考えている。

平成 24（2012）年度に、大阪福祉協会加盟事業所を対象に以下の三調査を実施した。

- ① 入所施設から地域生活への移行が推進され、知的障がいのある人たちがグループホーム等で暮らしている。この人たちが単に入所施設から地域の中に移動したにすぎない「点」の存在になっていないか、「点」から「線」、そして「面」への広がりがみられるかなど、グループホーム・ケアホームで暮らす利用者の状況や支援環境等についての実態調査
- ② 平成 15（2003）年度からの障がい福祉サービスの利用契約制度の実施に伴い、判断能力や意思表示能力の不十分な知的障がいのある人たちと事業者との間で契約行為が行われているが、対等の位置関係になるための支援の工夫や環境調整が進められているかなど、大阪福祉協会は早くから課題と認識してきた。その後の、平成 24（2012）年 10 月の障害者虐待防止法の施行、平成 25（2013）年の障害者差別解消法の制定の動きを受けて、施設利用者の成年後見制度の利用状況等についての実態調査
- ③ 地域生活を支える障がい福祉サービスの一つである「短期入所事業」の利用状況、ニーズに対する実施事業所の状況等についての実態調査

障害者権利条約が我が国において平成 26（2014）年 1 月に批准、2 月 19 日から効力を発することになった。国連の障害者権利条約が平成 18（2006）年に採択され、平成 20（2008）年に発効。国連の発効から 5 年余り、ようやく我が国も実現した。この中で重要視されている「合理的配慮」の考え方、すなわち障がいのある人が権利を行使できない状況にあるなら、一人ひとりの状況に対応した環境調整や支援のありようを工夫しなければならない。これらに関する配慮をしなかった場合は「合理的配慮」の不提供と考え、差別とみなされるのである。

上記三調査の結果を参考に、それぞれの事業所において必要な環境整備・調整、支援の充実に努めていただきたいと願っている。

調査結果を皆様方に提示するのが遅れてしまったことは誠に残念であると同時に深く反省している。

平成 26 年 8 月

一般社団法人大阪知的障害者福祉協会 会長 安本 伊佐子

I	グループホーム・ケアホーム運営実態調査	3
II	成年後見人制度利用実態と第三者委員の状況調査	41
III	短期入所サービスについての実態調査	53